平成２８年（フ）第８０号
静岡県浜松市南区寺脇町368番地　コーポラスサンライズＡ101号室
債務者　藤澤　真美
1　決定年月日時　平成28年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第８２号
静岡県磐田市国府台６番地15　小杉アパート
債務者　千葉　茂
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第９４号
静岡県浜松市中区北寺島町209番地の10　アソルティ浜松ル・スード302号室、前住所愛知県名古屋市中川区五女子町１丁目78番地の１Ｖｇ．ＴＲＥＥ西棟３Ｃ号室
債務者　渡辺　進一
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２１９７号
東京都小金井市本町１丁目20―２―202
債務者　井戸　𣘺枝
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３１０号
横浜市磯子区東町18番８―1004号
債務者　荒川　健太
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月８日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３７４号
横浜市港南区大久保２丁目11番31―202号
債務者　白土　祐輔
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３９３号
神奈川県茅ヶ崎市浜竹１丁目４番21号
債務者　熊本　　果
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５１３号
神奈川県大和市上草柳６丁目14番30号
債務者　望月香林こと　宋　　香林
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３６号
静岡市清水区蜂ヶ谷141番地　ＥＶＥＲ　ＷＩＮＧ301
債務者　安井　裕美（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月８日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２８号
愛知県みよし市明知町八和田山２番地23
㈱東海車輌寮
債務者　木村　博康
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午前11時45分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２９号
沖縄県沖縄市胡屋５丁目26番16号　丸中アパートＢ103
債務者　上江洲和成
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１８号
熊本県八代市田中東町５号１番地（102）
債務者　安田友樹子
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月14日午後１時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２８年（フ）第３１６号
横浜市青葉区荏子田１丁目１番地20
債務者　藤田　勇輝
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月17日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４２５号
横浜市港南区笹下３丁目37番15号　大門ハイツＡ棟101号
債務者　山本　繁樹
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４９０号
横浜市保土ケ谷区岡沢町５番地13
債務者　新谷　和久
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月17日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部